

平成30年第2回大仙市議会定例会会議録第3号

平成30年6月12日（火曜日）

議事日程第3号

平成30年6月12日（火曜日）午前9時59分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第71号 大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 3 議案第72号 大仙市モーテル類似旅館規制条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第73号 大仙市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第74号 大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第75号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第76号 平成30年度大仙市一般会計補正予算（第1号）（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第77号 平成30年度大仙市一般会計補正予算（第2号）（説明・質疑・委員会付託）
- 第 9 請願第5号 富士見町消雪組合施設改修工事に関する請願書（委員会付託）
- 第10 請願第6号 中仙公民館鶯野分館体育館の改築に関する請願（委員会付託）
- 第11 請願第7号 多目的人工芝グラウンド整備を求める請願書（委員会付託）
- 第12 陳情第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情書（委員会付託）

第13 陳情第 8号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について (委員会付託)

出席議員 (28人)

1番 高橋幸晴	2番 小笠原昌作	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡喜芳	9番 本間輝男
10番 藤田和久	11番 佐藤文子	12番 小山緑郎
13番 小松栄治	14番 後藤 健	15番 佐藤育男
16番 古谷武美	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 高橋徳久	20番 橋本五郎	21番 渡邊秀俊
22番 佐藤清吉	23番 金谷道男	24番 大山利吉
25番 鎌田 正	26番 高橋敏英	27番 橋村 誠
28番 茂木 隆		

欠席議員 (0人)

遅刻議員 (0人)

早退議員 (0人)

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	西山光博	教 育 長	吉川正一
代表監査委員	福原堅悦	上下水道事業者 管 理 者	今野功成
総 務 部 長	舛谷祐幸	企 画 部 長	五十嵐秀美
市 民 部 長	佐川浩資	健康福祉部長	加藤 実
農 林 部 長	福田 浩	経 済 産 業 部 長	高橋正人
建 設 部 長	古屋利彦	災害復旧事務所長	進藤孝雄

病院事務長	富 樫 公 誠	教育指導部長	高 野 一 志
生涯学習部長	安 達 成 年	総務部次長兼 総務課長	福 原 勝 人

議会事務局職員出席者

局 長	加 藤 博 勝	参 事	齋 藤 孝 文
参 事	進 藤 稔 剛	主 幹	富 樫 康 隆
主 席 主 査	佐 藤 和 人		

午前 9時59分 開 議

○議長（茂木 隆） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（茂木 隆） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（茂木 隆） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

5番 挽野利恵さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） おはようございます。公明党の挽野利恵です。今回の定例会におきましても一般質問の機会を与您いただき、感謝申し上げます。

昨日、北東北が梅雨入りいたしました。例年より早い梅雨入りではありますが、農作物に悪影響がないことを祈っております。

また、本日、アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金委員長の会談が、今まさに行われようとしております。

自然も世界の情勢も日々変化しております。この変化に翻弄されることなく、この変化に柔軟に対応し、生意気なことを申し上げるようで誠に僭越ではありますが、老松市長をはじめ当局の皆様におかれましては、是非当面の問題や課題に真剣に向き合うことは

もちろんのこと、その先にある、このまちの将来像というものを明確にイメージしながら職務に邁進していただきたいと思います。私も微力ではありますが、議会人としての職責を全うし、市民の負託に応えてまいりますので、同僚議員、市当局の皆様のご指導をお願いいたします。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきますので、ご答弁方よろしく願いいたします。

はじめに、大仙市の正職員における女性の活用についてと政治分野における男女共同参画推進法について質問いたします。

毎年6月23日から29日までの期間は、内閣府男女共同参画推進本部が定める男女共同参画週間であります。大仙市では、早くから男女共同参画を推進しており、大仙市特定事業主行動計画において、平成31年までに女性管理職の割合を20パーセントにする数値目標を立てておりますが、早くも昨年度29年度には、20.6パーセントと目標をクリアしております。これは秋田県内においても比較的高い水準であります。県内で一番割合の高いのは、昨年度の潟上市で34パーセントとなっており、これは全国9位と非常に高い数字であります。ちなみに昨年度の全国第1位は大阪市で、1,259人中669人、55.5パーセントと半数を超える状況となっております。

一方、都道府県に目を向けますと、その割合がぐっと減り、最高でも鳥取県の18.4パーセント、本県にいたっては下から2番目の僅か4.9パーセントとなっております。これは採用される職員が男性の方が多いため、単純に男女の割合を評価することはできませんが、秋田県がこれほど低いのかと驚いた次第です。

さて、大仙市は昨年、「男女共同参画都市宣言」をしてから10周年という節目の年を迎えました。本年度も多くの女性職員が管理職に就任いたしましたが、20パーセントを超えて満足するのではなく、能力・資質を有する女性職員のさらなる管理職への登用を期待したいと思います。

そこで一つ目の質問ですが、老松市政における女性職員の活用・登用に対する基本的な考え方についてお伺いしたいと存じます。

また、女性管理職の割合に関する次なる数値目標を設ける予定はあるかについても、あわせてお聞かせください。

次に、女性議員を増やすことを目的とした「政治分野における男女共同参画推進法」が去る5月16日、参議院本会議において全会一致で可決、成立いたしました。この法

律では、努力規定ではあるものの、政党に対しては男女の候補者数の目標を定めることなどについて自主的に取り組むよう、また、国と公共団体に対しては、必要な施策を策定し、これを実施するように求めています。

この法律が制定された背景には、日本における女性議員の割合が国際的にも低いという実情があります。世界の国会議員が参加する列国議会同盟、本部がジュネーブにあるのですが、が発表した2017年の各国議会の女性進出に関する報告書によると、193国中日本は158位でありました。前年の163位から若干順位を上げましたが、先進国では、依然最低水準で、アジア地域でも中国の71位、韓国の116位よりも低い状態にあります。

その低いと言われる日本の女性国会議員数であります。昨年の衆議院選挙において475人のうち47名の女性が当選を果たし、その占める割合は10.1パーセントであります。また、参議院においては、242名中女性議員は50名、20.7パーセントとなっております。内閣府発表のデータによると、これは28年12月時点ではありますが、都道府県議員の女性の割合は9.9パーセント、ここ秋田県議会では43人中6人、14パーセントとなっており、全国第5位の位置にありました。昨年、1人辞職されて、現在は5人となっております。

一方、全国の市区議会議員の女性の割合は14.6パーセントであるのに対し、ここ秋田県内13市議会の平均は僅か8パーセントで全国第42位、つまり下から6番目の低さという状況であります。同じく秋田県内町村議員においては7.2パーセント、全国36位で、市議会議員同様、こちらも低い割合となっております。本市においても、28人中たった2人、7.1パーセントと非常に残念な数字であります。

このように、女性議員が少ない本県の市町村議会であります。我が公明党能代市議会議員である渡辺優子さんが、この度、県内自治体の議長としては初となる女性議長に就任されました。同じ女性として大変嬉しく思っております。

手前味噌になりますが、全国の公明党議員における女性の割合は、国会議員では54人中9人、16.6パーセント、地方議員では2,937人中916人、31.2パーセント、そして秋田県内の公明党所属議員においては、21人中9人、42.9パーセントと、党内では男女共同参画が進んでおります。

そこで二つ目の質問ですが、「政治分野における男女共同参画推進法」に基づく必要な施策を策定し、実施することに対して、市当局はどのようなお考えをお持ちでしょうか

か。男女比を改善するのが男女共同参画の推進とは言い切れませんが、女性管理職と女性議員が増加することによって、女性が活躍できる社会の実現に少しでも近づけることができるのではないかとの思いから質問させていただくものでありますので、市長の率直なお考えを含め、お伺いしたいと存じます。

ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（茂木 隆） 1 番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長（西山光博） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、市職員の管理職における女性の割合につきましては、大仙市は「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、特定事業主としての立場から、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、また、より一層女性職員が活躍できるよう、職場を挙げて支援する環境を整備するための「大仙市特定事業主行動計画」を策定し、平成31年度まで当該計画に則り、取り組みを実施してきているところであります。

当該計画では、平成31年度までに女性管理職の割合を20パーセントとすることを目標としております。

議員ご承知のとおり、この目標に対し、平成29年度20.6パーセント、30年度21.1パーセントと既に目標を達成しておりますが、今後もこの水準を維持・向上に努めてまいります。

なお、現時点では、現在の計画に新たな数値目標を設けることは考えてはおりません。

また、管理職の登用に当たっては、年功序列的な考え方にとらわれず、広い視野から適切な判断ができ、マネジメント能力と部下育成能力を備えた職員を登用することとしております。

本市があらゆる分野の行政課題に的確に対応するためには、適材適所の人員配置を行い、男女を問わず職員一人ひとりが仕事に対する意欲を高め、能力を発揮することが必要であります。

複雑多様化する行政ニーズに応えられるよう、これまで以上に女性の視点や価値観を政策に反映することが重要であることから、女性職員が意思決定に関わっていけるよう、若いうちから幅広い業務の経験を積ませるとともに、引き続き管理職候補となる女性職員のキャリア形成の支援に取り組み、中長期的な視点で将来の管理職を育成し、管理職

の男女比の偏りの改善を図ってまいりたいと存じます。

次に、「政治分野における男女共同参画推進法」についてですが、政治分野における男女共同参画を積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展を目的として、5月23日に公布・施行されたところであります。

この法律の目的でもある生活の延長戦上にある地域活動、地方自治体の行政や政治に男女が均等に参画し、女性の発言や意思が意思決定プロセスに取り入れられ合意形成することは、社会の多様な声を反映していくことでもあり、有意義なことであると考えております。

市では、平成17年の合併と同時に男女共同参画推進室を設置し、これまでも男女共同参画意識の啓発、性別的な役割意識の解消などに取り組んでまいりました。

また、平成27年3月に策定した「第2次大仙市男女共同参画プラン」では、政策・方針決定過程への女性参画の促進を課題とし、審議会や委員会等への積極的な女性登用、各分野での女性リーダーの人材育成を推進しております。

今後の取り組みについては、より多くの市民が「政治分野への男女共同参画」について関心を持ち、考えるきっかけとなるような情報発信や情報提供を関係各課と連携し、市の広報やホームページなどにより、一層の啓発を図ってまいります。

【西山副市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。

先程、女性管理職の目標数値を求めないというふうなご答弁ございましたが、これはどういった理由からでしょうか。というのも、31年までという目標であったので、途中で変えるというのは難しいのかもしれませんが、下方修正ではなくて上方修正なので、これはやらなければならないというよりは、やっぱり市の意欲の表れとしてそういうふうな方向性として数値を出すことは可能ではないでしょうか。お願いいたします。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野議員の再質問にお答え申し上げます。

計画期間が32年3月31日までと、今の計画が31年度までということでありますので、31年度中には新たな計画に向けての目標値も設定するということになると思

ます。今すぐという意味で先程申し上げたんだと思いますけれども、いずれこのままでいいとは、このままの率でいいとは思っておりませんので、引き続き女性管理職の登用については努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（茂木 隆） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 女性をどんどん活用したいとの市長の思いは本当にわかります。是非今後とも推し進めていただきたいと思います。是非、次の計画に、また新たな高い目標数値を入れていただくことを望みたいと思います。

ちなみに、神奈川県の大磯町というところがありまして、ここは13人中、女性議員が6人という多い町でありまして、ここというのが子育てしやすい環境づくりが進んでいるようで、首都圏のいろんな親子が移住しているというふうな実情だそうです。女性目線というのは生活者目線であり、女性の声を施策に生かすということは、住み良いまちづくりに大きく寄与するのではないかというふうに私は思っております。この女性議員も管理職だけではなく、女性職員の声を吸い上げるという市の何というんですか、姿勢というか、役に就くだけが女性を活用するのではなくて、女性の意見をどんどん吸い上げていただきたいなというふうに思います。

ほかに各審議会のお話もございましたが、さらに各審議会に女性を多くしていただきたいと思います。

答弁は結構です。

以上で終わります。

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、中学校における部活動の現状についてお伺いたします。

中学生にとっての部活動は、成長発達段階において心身共に大きな影響を及ぼすものであり、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえて行われております。中学時代は、いわゆる「思春期」という子どもたちの成長過程においては特別な時期であり、気持ちが不安定になったり、反抗的であるなどの時期でもあります。そのような多感な時期に、子どもたちは教室における机上での教師と生徒という枠を超え、部活動の場を通じて教師や先輩・後輩との人間関係を構築し、責任感や連帯感といった、社会生活を育む上で必要不可欠な素養を身に付けていきます。

部活動は、技術を学んだり競争するだけではなく、子どもたちの心身両面にわたる健全な発達に資するものであり、たとえ勉強が苦手であっても部活動で活躍することにより自己肯定感が生まれ、健全に成長していく生徒もたくさんいるのではないのでしょうか。

私は、生徒の多様な学びの場としての部活動の教育的意義は、非常に大きいものがあると考えておりますが、そもそも部活動は学習指導要領上、設置、実施することが必須のものではなく、ほぼ教師の無償労働のもとに成り立っているのが実情であり、担当されている先生方は、時間的にも経済的にも相当なご苦勞をされていることは、想像に難くありません。また、学校内で指導できないスポーツに関しては、地域の方々に指導していただいたり支えていただくことで、子どもたちの健やかな成長に大きく貢献していただいております。中学生のスポーツ活動に関わっておられる全ての関係者に対し、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

ところで、本年3月に、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が出されました。これは、子どもたちの学びの場である部活動が、現代の社会・経済の変化等により複雑化・多様化してきていることに加え、少子化が進展する中であってその存続さえも難しくなっている部活動もあること、また、科学的見地から長時間の練習が子どもたちのけがにつながることなどを踏まえ、成長期にある中学生が運動・食事・休養・睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、細やかな指針を打ち出しております。

ガイドラインの内容を少々ご紹介いたしますと、このガイドラインは五つの柱から構成されており、1点目は適切な運営のための体制整備について記載されております。この項目の中で、市区町村教育委員会等の学校の設置者は「設置する学校に関わる運動部活動の方針」を策定することと、スポーツ指導の知識及び実技の質の向上や適切な運営に関わる研修等の取り組みを行うことを求めています。

2点目は、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進のための取り組みについて記載しております。これは、校長と運動部顧問に対し、生徒の健康管理、事故の防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底するといった適切な指導の実施を求める一方、学校設置者に対しては、これらの取り組みが徹底されるよう支援・指導・是正を行うことを求めており、同時に合理的で効果的な活動のために指導手引を活用して指導を行うことを求めています。

3点目は、適切な休養日等の設定について記載されております。この項目には、かな

り踏み込んだ内容が盛り込まれており、私も注目している点であります。休養日の基準としては、学期中は週当たり2日以上、平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上で、週末に大会等で活動した場合は他の日に振り替えるよう求めています。また、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行うよう求めています。これについては興味深いデータがあり、運動の時間が長ければ長いほど、けがや障がいになる確率が高くなることが実証されていて、1週間において「年齢×1時間」より多い場合は、けがの発生率が高いとの研究結果が複数確認されています。このことから、ガイドラインで示している活動時間は、非常に的を射た数字であると言えるのではないのでしょうか。

4点目は、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備について記載されています。

「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、1週間の総運動時間が60分未満である中学生2年生女子の割合が19.4パーセントで、そのうち全く運動しない0分の割合は13.6パーセントとなっております。また、運動部に参加する条件として「好きな、興味のある運動」のほかに「友達と楽しめる」ことや「自分のペースで行うことができる」ことが上位であったことから、従来の競技志向ではなくレクリエーション的な志向で始める動機づけがなされているようであります。さらに、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合は、複数校の生徒が拠点校において運動部活動に参加する等、合同部活動等の取り組みを推進することが示されています。

最後の5点目は、学校単位で参加する大会等の見直しについて記載されています。4点目で触れている複数校合同チームなどへの参加資格のあり方、参加生徒のスポーツ障がい・外傷の予防の観点から、大会規模や日程等のあり方などの見直しを行い、必要な協力や支援を行うことが示されています。

また、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に行われる大会等に参加することが生徒や先生の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定めるとあり、学校設置者である教育委員会に大きな権限を与えているように感じます。

本市においては、吹奏楽部をはじめとする文化系部活動も盛んでありますので、今回示されたガイドラインについては、運動部に限定せず、市内の中学校の部活動全体での

運用が図られるべきと考えますが、現時点における市内の中学校の部活動の活動時間や休日の設定などの現状はどうなっているものか、まずはお伺いしたいと存じます。

また、発表されたばかりのガイドラインでありますので、詳細な対応についてはまだ具体化していないかもしれませんが、今後の教育委員会の取り組み方針などについて、ご所見をお聞かせ願えればと思います。

ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告の中学校における部活動の現状に関する質問につきましては、教育指導部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（茂木 隆） 高野教育指導部長。

○教育指導部長（高野一志） ご質問の中学校における部活動の現状についてお答え申し上げます。

部活動は、学校教育の一環として行われる教育活動であり、生徒同士の間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高いことはご存知のとおりでございます。

本市で、ほとんどの生徒が部活動に所属し、各学校における活動方針や指導計画のもと、生徒の自主的・自発的な参加とともに、担当教員をはじめとした関係者の取り組みや指導により意欲的に活動に取り組み、素晴らしい成果を収めている部活動が本市には数多くあります。

ご質問の本市における部活動の活動時間につきましては、部活動の種類によっても異なりますが、秋田県とほぼ同様で、平日で2時間30分程度、土日で4時間程度の練習を行っている現状であります。これは全国と比較いたしますと、それぞれ30分と1時間程、長くなっております。休養日につきましては、平日に1日以上休養日を設けている部活動は4分の1程度であります。約半数の部活動は、土日のいずれかを休養日としております。但し、大会前になりますと活動時間は平日で30分程度、土日で1時間程、長くなり、また、休日には練習試合等が入るため土日の休養日が取れなくなる傾向にあります。

このような状況を踏まえてスポーツ庁では、平成30年3月「運動部の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、中学校の運動部活動のガイドラインとして「休養

日は平日1日、土日1日以上とすること」「活動時間は平日2時間程度、土日は3時間程度」と示しました。また、県も「2018教職員が実感できる多忙化防止計画」において同様の基準を示し、文化部についても運動部に準じて休養日を設けるものとしております。

また、平成25年3月に秋田県の中体連、中学校長会、教職員組合が示した毎月第1・第3日曜日を県一斉運動部活動休止日とすること、週1回以上の運動部活動休止日を設けるといふ申し合わせにつきましては、本市においても遵守されていると認識しております。この申し合わせは、運動部のみならず文化部でも足並みを揃えている学校が多いようであります。

他県の大会や競技団体主催事業が第1・第3日曜日に計画されている場合は、翌日の日曜日などを休止日とすることで休養日を確保しております。

市教育委員会では、国や県のガイドライン等に準じて対応するように各校に依頼し、また、市教育委員会が策定した「平成30年度教職員の業務改善推進計画」においても、部活動については国や県の指針等を踏まえ、適切な活動時間や休養日を設定した活動となるよう、その取り組みを進めているところであります。

今後、国や県の動きを受け、運動部、文化部を含めた市の部活動ガイドラインを策定いたしまして、子どもの心身の健康に十分配慮した部活動となるよう各校に働きかけてまいります。

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 国や県の基準に沿った大仙市の実情ということだったんですけども、労働者っていうのは年間通して働く日数の上限があるんですけども、子どもたちっていうのはどんなものでしょうか。というのも、それを指導する先生方も、生徒が動くことによって先生方も動かれます。しっかり休むということが質の良い指導につながっていくと思われませんが、実情、年間通してどのぐらいというふうな時間の掌握は教育委員会、また、学校の校長先生方、されているのでしょうか。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

子どもたちの活動時間というのは、しっかりした数値は取っていないんですが、先生

方のいわゆるまず8時間のプラスいわゆる時間外労働というのは取ってございます。大体小学校で2時間、中学校で3時間ぐらいと。したがって、部活動の場合、特に中学校は部活動での指導でまず長くなるわけですので、子どもたちも当然それくらいまず一緒にやっているというふうに考えられるんじゃないかなと思います。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 5番。

○5番（挽野利恵） 季節が影響するスポーツなんていうのは、もうやっぱり夏場とか冬場とか、その季節季節ですごく集中した活動を行われると思うんですけども、でもやっぱり先生も人間ですので、子どもも人間ですので、やっぱり年間通したきちんと時間の管理をしていただきたいと思いますが、この点について教育委員会はどのようなお考えでしょうか。

○議長（茂木 隆） 再々質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 挽野議員の再々質問にお答え申し上げます。

まず、議員おっしゃるとおりですね、季節部もございます。やっぱり年間を通じたですね、子どもたちの休養、それから先生方もですね、適切な勤務管理ということは必要だと思います。そういうことも含めてですね、市として特に部活動、運動部、文化部を含めたですね、部活動のあり方ということで今年度中にガイドラインを策定し、それに基づいてですね、各学校に働きかけてまいりたいと思います。

それから、国の方で、いわゆる部活動に対してですね、外部指導者、部活動指導員というふうな名称で文部科学省では言っておりますが、これが今年からまず出ております。これは一応基準としては、年間35週の週で6時間程度、時給でいうと1,600円ぐらいの報酬を出すと。国と県と市町村で3分の1ずつ負担するというところでございます。今、まずそういった外部指導者がいるかどうかと、適当な方がね、それから、そういった方が必要かどうかということの調査をしておりますので、この後、必要であればですね、この後、議会の方にもですね、上程していかなければとは思っておりますが、いずれいろんな面で先生方のそういった部活動の負担も軽減するようなですね、形で少しずつ考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（茂木 隆） これにて5番挽野利恵さんの質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 次に、11番佐藤文子さん。

（「11番」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

【11番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、質問させていただきます。

はじめに、国保の都道府県化との関連で2点お尋ねいたします。

最初に、国保への基準外繰入をしっかりと行って、税負担増を回避することについてのご要望です。

4月1日から国保の都道府県化がスタートしました。運営は、市町村と都道府県が共同で行いますが、財政管理は都道府県が行い、都道府県には市町村の国保税の算定式や集め方、医療給付費の水準について指導をし、意見を言う権限を与えられています。その具体化として導入されたのが「納付金」「標準保険料率」「国保運営方針」「保険者努力支援制度」などであります。

このうち「国保運営方針」は、6年を1期として定めており、秋田県は3年というふうに伺っておりますが、その方針に沿って市町村国保行政のあり方を指導することになります。その大きな眼目は赤字削減の名で市町村独自に行っている基準外繰入を解消していくことにあると思います。

また、「保険者努力支援制度」は、都道府県及び市町村の国保行政のあり方を国が採点し、成績が良いとされた自治体に予算を重点配分する仕組みで、市町村が国保の赤字削減を進めるよう県が指導しているか、また、市町村が収納対策の強化を行っているか、さらに都道府県が病床削減など医療費抑制の取り組みを行っているかなどが重要な採点項目となっているようです。つまり、多くの自治体が行っている国保税の高騰を抑えるための基準外繰入はやめさせ、給付費が増加した分は保険料の引き上げ、保険税の引き上げに転嫁させようとするもので、そうならないようにするには医療費を抑制せよと言っているようなものであります。

国保の都道府県化とは、こうした給付費の増大が保険料の負担増にダイレクトに跳ね返る国保制度にするため、都道府県を市町村の監督役にしたものだということふうにも言え

ます。

国保の都道府県化に向けた地方との協議の中で全国知事会などから、国保の構造問題を解決することなしに都道府県単位化は認められないとする意見が強く出されておりました。国保の構造問題とは、何よりも国保税が協会けんぽや組合健保の保険税に比べて異常に高すぎるということであり、その大きな要因は加入世帯の貧困化と高齢化、そして国の予算削減にあることは明らかであります。

全国知事会は、その解決策として、一つに保険料、保険税をせめて協会けんぽの保険料並に引き下げるために1兆円の公費負担増を行うこと、二つ目には、子育て世帯の保険料を高騰させる要因である均等割を見直すこと、三つ目には、子どもの医療費無料化を行う自治体に対する国庫負担減額というこのペナルティをやめることなどを要求していたのであります。

これらに対して厚労省や安倍政権がとった措置は、2015年度から行っている低所得者対策1,700億円に加えて子どもの被保険者の多い自治体への支援、そして調整交付金の増額、保険者努力支援制度の創設などで1,700億円を上乗せするというもので、1兆円の国庫負担増の要求には背を向けたのであります。

その後、都道府県が試算した市町村の標準保険料率では、2018年度、今年是全国一斉に国保税の大幅な引き上げが起こる可能性があるというふうなことがわかったことから、厚労省は基準外繰入を認める4段階の激変緩和措置を決めて都道府県と市町村に実施を指示したのであります。

しかしその一方で、国保運営方針の第1期が終わる2023年度までには、法定外繰入、いわゆる基準外繰入の解消などの赤字削減を着実に実施して保険料の平準化、給付費の適正化を進めるように指示しているのであります。

このように政府は、当面は激変緩和で、第1期の6年かけて改革・実行という構えで国保の都道府県化をスタートさせたわけであります。

大仙市では、激変緩和策に加えて退職被保険者の減少もあり、県に納める納付金については財政調整基金や基準外繰入を行わなくても確保できたこと、また、保険税については据え置きとしたことが第1回定例会で報告されたところであります。

前段が長くなりましたが、以上の経過を踏まえて2点についてご要望いたします。

第1番目には、一般会計からの基準外繰入を継続させて国保税負担増を食い止め、引き下げ目指すように求めることについてです。大仙市の国保は、加入世帯、加入者数と

も大幅に減少し、加入者の多くが年金生活者や非正規労働者であるなど、高齢化と貧困化は進んでおります。税収減と医療費の増加という厳しい財政難のもとでも、市民にはこれ以上の負担増を強いることができないと平成21年6月での引き上げ以降、税率を据え置いて、毎年一般会計からの基準外繰入を行い運営してまいりました。国保は、今や社会的弱者の医療制度であり、そのため国や自治体が公費を投入するのが当然なのであります。その保険料が、ほかの保険料よりも高いという構造的な矛盾を抱えているわけです。国保の都道府県化により、赤字削減の名で進められる基準外繰入の解消が、今後、国保税の引き上げをもたらすことが予想されております。これでは制度の構造的な矛盾は深まるばかりであります。そのようなことにならないように、今後も国保への一般会計からの基準外繰入をしっかりと行って負担増を回避するとともに、国保税を誰もが払える水準に引き下げるよう求めるものであります。これへの見解を求めます。

二つ目には、国保税の子ども均等割免除について提案するものであります。

国保税の子どもの均等割軽減につきましては、昨年の第3回定例会で要望いたしました。市長の答弁は、国保世帯のみに支援することとなり、国保以外の医療保険に加入している子育て世帯との間に公平性を欠くものと考えることから、現行の低所得世帯の軽減する制度と同様に軽減する制度創設が望ましく、全国市長会、全国知事会で要請を行っており、市は県の協力を得ながら実現に向け、国に働きかけたいというものであります。

国保税算定の均等割課税は、医療分は1万8,300円、後期高齢者支援金分は5,700円、合わせて加入者1人当たり子どもから大人まで2万4千円であります。これが所得のない子どもにまで掛けられているわけですから、子どもの多い世帯ほど国保税が高くなる、こうした矛盾があるわけです。サラリーマンなどが加入する健康保険料は、標準報酬月額に都道府県別の保険料率を掛けて算出され、事業主と本人とで折半し、子どもなどの被扶養者の分は各健康保険の保険者が負担しますので、別に子どもの分の保険料を納める必要はないのであります。つまり、国保は子どもも保険税を納めますが、サラリーマンなど労働者の子どもは保険税を納める必要がないのであって、国保税世帯では子ども、家族が多いほど国保税が高くなっているということでもあります。

だからこそ全国知事会などが国保の都道府県化にあたって、国保税を協会けんぽ並に引き下げるための1兆円の公費負担増とともに、子育て世帯の国保税の見直しを求めているところではないかと思うのであります。

これに対して厚労省は、子どもの多い被保険者の多い自治体への支援というものを打ち出したようではありますが、これが均等割軽減に向けられるものかどうか、また、少子化の進む秋田県に反映されるものかどうかは定かではありません。

さて、昨年9月の質問では、北海道旭川市の子どもの均等割半額や北九州市での多子世帯での軽減を紹介いたしましたが、今年度から埼玉県ふじみ野市では18歳未満の子どもが3人以上いる世帯を対象に、第3子以降の均等割を全額減免、また、同じく埼玉県富士見市でも同様の減免をそれぞれ実施することになったようであります。

国保の都道府県化のもとでは、地方単独の保険料、保険税軽減に充てる法定外繰入は解消すべき繰り入れとして扱われますが、国保法の規定に沿った国保料、国保税の減免に充てるための繰り入れは続けてもよい繰り入れに分類されております。

国保法の第77条に定める特別な事情がある場合に、市町村の判断で国保税を減免できることを規定しておりますが、この規定を活用し、子だくさんを特別な事情と認定することで軽減が図られるものではないかと思えます。

老松市長の昨年9月議会での答弁は、子どもの均等割の軽減について、その必要性は認めたものと私は受け止めましたが、一方で国による制度創設が望ましいということにしておりますので、国が制度創設するまでは実施する気がないというふうにも受け取れます。しかし、それぞれの自治体の地域、住民の要望や事情に基づく新しい制度のほとんどは、自治体为先駆けて実施し、その経験が全国に広まって遂には国を動かし、国の制度として、そして地方への財源措置として定着していくものではないかと思えます。

そこで質問です。国保税の子どもの均等割軽減は、全国で抱える国保制度の構造的問題の解決策として、全国知事会、市長会でも要望している中、市町村がどんどん実施に踏み切り出しております。当市でも国の制度として早期実現が図れるよう、国保税子ども均等割の免除の実施を先駆けて行うよう、改めて要望するものであります。これへの見解を求めるものです。

以上で1番の質問を終わります。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告の国保の都道府県化の関連に関する質問につきましては、市民部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（茂木 隆） 佐川市民部長。

○市民部長（佐川浩資） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の国保の都道府県化の関連についてでございますが、はじめに、国保会計への基準外繰入を行い、税負担増を回避することにつきましては、平成30年度における一般会計からの基準外繰入は、秋田県へ納付する国保事業費納付金が現行税率で納付可能でありまして、税への負担増が見込まれないことから、財政調整基金の取り崩しも含め実施しないことといたしました。

しかしながら、今年度は国保制度の県単位化の初年度でございますが、今後の県国保の医療給付、各交付金等の精算、また、決算見込みの状況によっては、次年度以降、市町村に求められる納付金の増加なども考えられます。

このことから、保有する財政調整基金を運用するほか、一定の財政調整基準残高を保持しまして、現行の国保税水準の維持に備えてまいりたいと考えております。

また、国保財政のさらなる安定化を求め、国からの財源が確保できるよう、県とともに要望してまいります。

次に、国保税の子ども均等割免除につきましては、現行では、国・県の公費で補われる低所得者に対する負担軽減としまして、世帯の加入者数と所得額に応じて平等割、均等割を7割・5割・2割軽減する措置があり、ここ数年、軽減が拡大するように見直されまして、平成30年度も5割軽減が27万から27万5千円、2割軽減が49万円から50万円にそれぞれ判定基準額が引き上げられております。

議員ご指摘のとおり、保険制度の公平性や子育て支援の観点から、収入のない子どもにまで保険税を課すことに対し意見が出てきていることは確かですが、子どもの均等割に免除制度を導入することは、現行制度の下では、その負担を他の国保被保険者、あるいは市民全体で負わなければなりません。こうしたことから、国保以外の健康保険に加入している子育て世帯との公平性を踏まえまして、子どもの均等割免除は現行制度と同様、国が責務を負う形での制度が望ましいと考えます。

市といたしましては、国保制度が県単位化となったこともありまして、県全体の課題として捉え、県のさらなる協力をいただきながら制度の実現に向け、引き続き国へ要望してまいります。

○議長（茂木 隆） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） 子ども均等割の軽減についてのご答弁との関係で、ちょっと質問

させていただきます。

税金を一部の人に使う、子どもの中の一部の人に使うというふうなことは、公平性から欠けるというふうな答弁も一部にありました。大体税金のいろんな補助金やそういうふうなものは、一部の方々に配分されているというふうなことがあります。それは市の行政運営で一部の市民に対する補助というふうなものも税金で賄われているわけですので、均等割をやることその一部市税を、一部のこどもに使うというのは不公平だという論理は当たらないというふうに私は思っています。

それで、いずれ子育て支援というふうなこと、人口減少対策、あるいは少子化対策というふうな中で、この均等割の問題も浮上してまいりました。国保税が非常に高いというふうな中で、この子どもにまでかかる均等割税というふうなものの大変な負担というふうなことで語られているわけでありまして、ちなみに、ふじみ野市で行った高校生以下18歳未満の子どもさん3人いる世帯、これに対してどれぐらいの軽減額が必要なのかというふうなことを、この大仙市にちょっと当てはめてみましたら、現在、高校生以下3人いる世帯、これは92世帯いらっしゃいます。高校生以下3人目以降の被保険者というのが112人で、既にそのうち64.13パーセントの世帯が軽減該当になっておりますので、3人目以降の皆さんを減額、均等割を免除するというふうなことをしますと、198万4千円ほどでできるというふうなことなんです。198万で子どもの均等割一部免除というふうなことが十分可能だというふうなことで、是非進めてもらいたいと思います。これは答弁はいりません。まずわかりましたので、是非そういう立場で県の実施を待つまでもなく、早々に是非進めてもらいたいということをもまず申し上げておきたいと思います。

○議長（茂木 隆） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。11時5分に再開いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（茂木 隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番の項目について質問を許します。11番。

○11番（佐藤文子） 次に、少子化・子育て支援策について、2点お尋ねいたします。

6月2日土曜日の秋田さきがけ1面では、厚労省の人口動態統計で秋田県の2017年度出生数が全国最少の5,396人、自然増減率がマイナス10.1で、6年連続で全国最大など、少子化が止まらず、人口減少が急速に進む現状が改めて鮮明になったとの報道でございます。

これに対し佐竹知事は、子育てしやすい環境づくりや結婚、出産、子育てへのサポートを、これまで以上に強力に進めていくとするコメントも掲載されております。

危機感を持った抜本的な少子対策、子育て支援策の具体化が求められていると思えます。

理想の子どもの数は3人だが、実際に予定している子どもは2人、その理由としては、お金がかかる、仕事に差し支える、高年齢などが目立っているとした2015年に県が児童生徒の保護者らを対象にしたアンケートの結果も掲載されておりました。

大仙市が平成28年3月策定した「大仙市人口ビジョン」にも、結婚、出産、子育て等に関するアンケートで、理想的だと考える子どもの人数は平均で2.35人であるのに、現在の子どもの人数は平均で1.15人、今後の子どもの予定人数を足し合わせた平均は1.65人となっており、理想に届かない理由として金銭面での負担の大きさ、精神面・肉体系の負担の大きさが挙げられております。ほぼ、県と同様の結果となっております。

これに対する人口ビジョンに掲げる取り組みの方向性としましては、一つに社会減の抑制、二つには自然減の抑制、三つ目には持続可能な地域づくりの3点を挙げ、このうち自然減の抑制では、中長期に合計特殊出生率を2.07へと到達することが必要で、そのためには結婚、出産、子育て支援の充実が必要となる。また、若年・壮年層の女性就業者数が大きい医療・福祉などの雇用を一層拡大・成長させるとともに、社会増を通じて自然増を改善させる間接的な効果を持つものと考えられるというようにしております。

そこで伺います。今こそこの取り組みの方向性にかなう抜本的な具体策、推進態制を急いで講じることが求められているのではないかと思います。現在の子育て支援策、定住・移住策、雇用対策など、現状と課題を整理し、何をいつまでやるのか、人口ビジョンの具体化を明確にして精力的に推進を図るべきだと思いますが、市長の所信を伺います。

二つ目には、学校給食の無料化について、再三にわたっての質問ですが、今回も行わ

せていただきます。

理想の子どもの数は持てないとする理由の一つに、筆頭に挙げられております金銭面での負担の大きさという問題に、どう応えていくかは重要な課題でございます。

義務教育の問題を例に取りますと、無料なのは授業料と教科書に限られておりまして、2016年度文科省の子どもの学習費調査では、副教材費や実習材料費、部活動費、修学旅行費、学校への納付金などで、公立小学校では年間約10万円、公立中学校で約18万円となっております。そのうち一番負担が大きいのが学校給食費であります。そこで今回も子育て世帯への経済的支援として、今、全国で広がってきております学校給食の無料化を要望させていただきます。

2005年に食育基本法が成立しまして、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けるには、何よりも「食」が重要だとされました。文科省の「食」に関する指導の手引きにも、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等において学校給食が『生きた教材』としてさらに活用されるよう取り組むとあります。

学校給食は、このように学校生活の中で大きな位置にありますし、教材としての性格も大きいと言えますのでありますから、義務教育無償の原則に従って無料化が進められるということは当然だと私は考えます。

我が党市議団の再三の学校給食無料化を求める質問への教育長答弁は、学校給食法で材料費は保護者負担となっていることから無料化は難しいものと一貫した答弁でございました。

しかし、負担割合については、何も法律で決められているわけではありません。当時の文部省、文部省です。当時は文部省、自体が、負担割合は地域の実情に応じてというふうな通知も出しているほどであります。保護者の負担割合をゼロにすればいいことであります。

給食費の滞納問題が取り沙汰され、先には、あつてはならない給食費滞納を巡る訴訟問題などありました。こうしたことを解決するためにも給食費無料化の意義は大変大きいものだと考えます。

また、給食無料化は、現物給付でありますので、手当てなどの現金給付と異なって、どんな家庭、どんな親の子どもであっても、等しく利益を得る点ですぐれた制度なのであります。学校給食の無料化は、少子化対策と子育て支援策の柱の一つとして、

2015年以降は急速に全国に広まってまいりました。

群馬県では、35市町村中、完全無料が9自治体、このほか中学校2・3年を対象とした無料化や食材費の3割を自治体が負担する。また、第2子から無料とした一部無料化や助成を行う市町村が13自治体になっております。

是非とも全国の経験に遅れないように、大仙市でも学校給食の無料化、子育て支援策と少子対策の大きな柱の実践というふうな立場で、是非とも実現を求めるものですが、見解をお聞きかせ願います。

以上で2番目の質問を終わります。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。はじめに老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の少子化・子育て支援策についてお答え申し上げます。

抜本的少子・子育て対策につきましては、ご案内のとおり平成28年3月に策定した「大仙市人口ビジョン」におきまして、本市の人口の現状や今後の動向を分析し、45年後の平成72年度に約5万人を維持することを目指すべき将来人口としております。

この人口ビジョンを踏まえ、市では平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とする「大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を同じく平成28年3月に策定し、移住・定住の促進や子育て環境の整備など、人口減少対策と地方創生の実現のために集中的に取り組む必要のある施策をまとめ、戦略的に取り組んでいるところであります。

これらの総合戦略に定めた施策の推進にあたっては、「新規雇用創出数」や「本市への移住者数」「子育て支援の満足度」など計98の指標を設け、全ての指標に数値目標を設定しております。これらの数値目標については、毎年度それぞれの達成状況や課題等を整理した上で、地域、商工団体、有識者などの代表者で構成される「大仙市総合戦略推進会議」において報告し、取り組みの方向性等について検討していただき、そこで得られた意見等を市の施策に反映しております。

特に「少子化対策・子育て支援策」につきましては、総合戦略において「産業の振興」「移住・定住の促進」「住みよいまちづくり」とあわせて目指すべき将来人口を維持するために最も重要となる四つの基本目標の一つに位置づけております。

具体的には、保育サービスの充実や保険料の軽減、子どもの医療費の助成などを通じて子育て環境の整備や子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、出生率の向上を目指すこととしております。

現在、本市においては、少子化と高齢化による自然減と市外への流出による社会減により、毎年1千人程度の人口が減少している状況にあります。これらの施策の効果が表れるまでには一定期間を要するものと考えております。

市といたしましては、まずは総合戦略に基づく取り組みを着実に実施するとともに、刻々と変化する社会情勢や国県の施策を注視し、計画の見直しを図りながら人口減少の抑制に努めてまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 次に、吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 次に、学校給食の無料化につきましては、本市の学校給食は、安全で安心な衛生管理のもと、適切な栄養管理をはじめ秋田県の平均を10パーセント以上上回る地場産品を使用するなど、子どもたちの心身の健全な発達に寄与しております。

また、栄養教諭等が各学校で食に関する授業を行うなど、学校や家庭と連携した食育の充実にも努めております。

議員ご指摘の給食費につきましては、学校給食法において学校給食実施に必要な施設及び設備に要する運営費は設置者が負担し、それ以外は保護者負担と明記されておりますので、食材費となる給食費は保護者の皆様から、1食当たり小学生270円、中学生300円をご負担いただいております。

なお、経済的に困窮している保護者に対しましては、給食費を含めた国や市の補助制度がございますので、今後もこれらの制度の紹介や分割納付など、保護者の生活状況を考慮しながら、納めやすい環境づくりに努めてまいります。

子どもたちの教育環境を整備することは、少子化対策の一環としても重要なことと認識しておりますが、学校給食の無料化については、少子化対策としての効果の程度やその財源の確保及び市の施策全体の枠組みの中で総合的に判断すべきものと捉えております。したがって、現在のところ、学校給食につきましては、これまでと同様の対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

【吉川教育長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） まず市長に伺います。子育て支援策では、総合戦略に基づいて着実に実施していくというふうなことなのですが、どうもこの間の少子化というふうな問題は、もっともっとほかの自治体は、もう危機感を持って取り組んでいるというふうな状況にあると思います。老松市長が就任されて2年目に、そうですね、1年なるわけですがけれども、もうここで老松市長の、この子育て支援、一体何をやっていくのか、今やっているものは、これまでとほぼ内容が同等のものだと私は思っています。これから老松市長は、子育て支援を何をやるのかというふうなところがなかなか見えてこないもので、是非ともその気持ちをですね、老松市長のカラーを示していただければなというふうに思っているところであります。

もう一点は、学校給食の無料化の問題は、毎度同じご答弁でありますけれども、そのように法律では言われておりますけれども、これは現在も文科省に問い合わせをいたしますと、これは学校給食費は保護者負担と定めているので助成できないという、そういうことで拒む事例は全国にあるというふうなことで、ちゃんと問い合わせをしましたけれども、自治体などが食材費を負担することは禁じない旨をしっかりと明記しているというのがこの法律の趣旨であります。ですから、全国では、もう昨年からまた相当増えまして、本文では群馬県のことをお話しましたけれども、お隣山形県ではほとんどやっていたわけですがけれども、今もう13市町村、37.1パーセントで給食無料化、それから福島県内は22市町村、37.3パーセントで無料化、こういうふう一気に進んでいるというふうなところを、もう少しご認識いただきたいなというふうに思います。どうかその点をお答えいただければというふうに思います。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。はじめに老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まずは子育ての関係で、私が何をやりたいのかということでしたけれども、今回、当初予算でも一部資料としてお配りしておりますけれども、重点施策の中に少子化・人口減少対策ということで、子育てには22億5,000万円弱、教育の分野では5億4,000万円弱という、そうした事業費、予算を充当して取り組んでいるところでありますけれども、結婚、出産、子育てへの切れ目のない支援をしていきたいというのがまず私の基本的な考え方でありまして、そうしたものに基づいて総合戦略も立てられているというふうに思っております。

そうしたことで、ただ、少子化に歯止めがかからないという状況であるとすれば、やはりその問題点、課題を整理してですね、この政策を再構築していく必要が当然あるというふうに思っておりますけども、この総合戦略、31年度までということになっております。来年度中には検証しながら、新しい計画を立てるということに当然なるわけですが、それを待つまでもなくですね、まずは今回ですね、実施しております全ての事務事業の何ていいますか見直し、点検というのを今、財政課の方で主導してやっているわけでありまして、当然その中でも現在取り組んでいる少子化対策、それから子育て支援策の事務事業も、当然点検されるわけでありまして、そうした中でいろいろ議論をさせていただいて、これでいいのかということは今進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、学校給食の方も私からさせていただきたいと思ひます。前回、私が答弁したということもありますので。

子育て世帯の経済的な負担を軽減するというような観点、それから、子育て支援だけでなく移住・定住しやすい環境をつくるんだよというように最近新しい要素といひますかね、考え方といひますか、が来ているというふうに承知しております。

ただ、やはり財政負担の大きさ、大仙市で言うとも3億前後ですかね、3億円前後ということで、これ全て無償化するというと、この3億円の一般財源どうするんだということになるわけで、財政厳しい今の大仙市にとりましては、なかなかこの財政負担の大きさからすれば慎重にならざるを得ないというふうな立場だと思ひますし、そうすれば、ほかの子育て支援策は、この学校給食費を無償化するよりも効果がないのかというように、そういった考え方、バランスの問題もありますので、やはり慎重にせざるを得ないのかなというふうに思ひます。

いずれ最初に申し上げましたように、国、文科省が学校給食費の無償化の調査をするような時代になってきておりますので、また、先ほど国の制度を本当に要望、要請、市長会を通じて要請しているわけですが、本当にそうしたね、本当に要望する気があつたら市町村がまず実施してみたらいいんじゃないかという先程の前の質問の佐藤議員の言葉も少しこう、ちょっと感ずるところがありましたけれども、そうしたことで、そうした観点も含めてですねこの可能性といひますか、事務事業の点検・見直しの中で少し議論してみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 次に、3番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 3番目に市職員の労働環境についてお尋ねいたします。

まず第1点目は、市職員の代休取得と時間外勤務の実態についてです。

市職員の労働環境を巡りましては、業務の権限移譲や市及び各支所単位地域での開催イベントの増加、災害の頻発などに対応など、業務量は増加し、平日の時間外勤務や土日祝日出勤が増えていると伺っております。

平日の時間外勤務については、上司からの命令によるものは時間外勤務手当が支給されておりますが、命令によらない時間外勤務も多々あるやに伺っております。

また、土日祝日出勤についても振替代休を取得できるようになっているわけですが、実際には職員の減少と業務量の増加などから代休を取得できない場合が多々あると、これも伺っております。

そこで実態と対策について伺います。時間外勤務手当を支給されない、いわゆる不払い残業があるのかどうか、あるとすればどれだけあるものなのか、調査が行われているのか、不払い残業の解消に向け対策をとっているものなのか。また、振替代休を確実に取得できているのかについて、実態と対策について伺います。

二つ目には、再任用職員の時間外勤務の対応について伺います。

再任用職員は、週1回の休暇など短時間勤務職員を含めて職務や責任も正職員と同等であり、長年の職務経験と知識を持つ再任用職員の存在は、今や欠かせないものではありません。短時間勤務の再任用職員が平日時間外勤務をした場合、一般職と同等に時間外勤務手当が支払われることになっていたわけですが、今年から、なぜか時間外勤務についても振替代休で措置する方針というふうに伺っております。

これでは部署によっては平日のみならず、土日出勤や地域の土日行事など全てを振り替えることは、休む日ばかりが増えて平日の事務処理もできなくなるというふうなことになります。現実的には振替代休を取得するというのは、困難な状況だと私は思います。

再任用職員の平日の時間外勤務には、時間外勤務手当をしっかりと支給すべきではないかと思うのですが、これに対する見解をお願いいたします。

以上です。

○議長（茂木 隆） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の三つ目の発言通告の市職員の労働環境に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（茂木 隆） 舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 質問の市職員の労働環境についてお答え申し上げます。

はじめに、代休取得と時間外勤務の実態につきましては、議員ご指摘のとおり国・県からの権限移譲などによります事務事業の増加、各種イベント業務への従事、頻発化しております災害対応など、市の業務は年々増加しております。また、職員数の減少によりまして、職員1人当たりに係る業務量も増加していることから、業務の処理が時間外に及ぶことも少なくなく、職員の申請に基づき所属長が従事命令を発して時間外勤務にあたらせているところであります。

時間外勤務を必要とする場合には、目安となる予定勤務時間を示して従事命令をしておりますが、予定勤務時間を超えた場合についても実際の従事時間数に応じた時間外勤務手当を支給しており、ご質問のありました不払い残業はないものと認識しております。

また、本来、勤務を要しない土曜、日曜日に市のイベント等が集中しておりまして、当該業務に従事した場合は別の曜日を週休日として振り替えているところであります。

週休日の振り替えにつきましては、毎年、実態調査を行っており、昨年10月の調査では、平成28年度実績で取得率が88.2パーセントにとどまっていることから、職員が確実に休みを確保できるよう計画的な振り替えの実施を今後も徹底してまいりたいと存じます。

次に、再任用職員の時間外勤務につきましては、短時間勤務の再任用職員にあつては、土曜、日曜日に加えまして月曜日から金曜日までのうちからさらに週休日を設けることも可能であり、ほとんどの再任用職員がこの勤務体系を選択しております。

週休日に業務を行う必要がある場合においては、別の日を週休日として振り替えているところであります。

また、平日に行った時間外勤務につきましては、これまでも時間外勤務手当を支給しておりますので、議員からご指摘のありました時間外勤務の振り替えは行っておりませんので、どうかご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） 再任用職員については、振り替えというふうなことは、やらないというふうなことで、これまでどおりしっかりと時間外勤務手当を支給するというふうなことで確認したというふうなことです。

それから、時間外勤務手当を、不払い残業はないというふうな答弁でありましたが、そもそもこの時間外勤務手当、上司にちゃんと支給命令を出してもらう、そういうふうなことが確実にできる、何かこう時間外勤務をしますというふうなことを言えないような、そうした業務量が非常に多い、連日時間外勤務が増えてきているというふうなことの中で、いわゆる申請を、時間外勤務の申請できる雰囲気がないというようなことのないように、よろしく願いいたします。

○議長（茂木 隆） 11番佐藤文子さんに申し上げます。質問が規定の時間を超過しておりますから注意します。

これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【佐藤文子議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 次に、日程第2、議案第71号から日程第7、議案第76号までの6件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第71号から議案第76号までの6件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（茂木 隆） 次に、日程第8、議案第77号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舩谷総務部長。

【舩谷総務部長 登壇】

○総務部長（舩谷祐幸） 議案第77号、平成30年度大仙市一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料ナンバー3「大仙市補正予算〔6月追加補正〕」をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、5月18日から19日の大雨災害に係る応急対策費や被災施設の

復旧経費などについて補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,466万9千円を追加し、補正後の予算総額を456億7,877万3千円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により歳入から順にご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

15款県支出金は、緊急農村整備事業費補助金、災害復旧支援型としまして1,677万9千円の補正、19款繰越金は、前年度繰越金として1億3,589万円の補正、21款市債は、道路橋りょう災害復旧事業債及び林業施設災害復旧事業債などとして6,200万円の補正であります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、治山局所防災事業費として、大雨災害に伴う山地崩落による住家等への被害を防止するための経費として472万円の補正であります。

9款消防費は、災害応急対策費として、災害により発生したごみ処理経費及び内水の排水作業経費など1,879万5千円の補正であります。

10ページになります。

11款災害復旧費は、1億9,115万4千円の補正であります。

内容といたしましては、今回の大雨により被害を受けた施設等の復旧に係るもので、道路橋りょう災害復旧事業費（単独分）は、市道55カ所の災害復旧経費として2,392万7千円の補正、河川災害復旧事業費（単独分）は、河川16カ所の災害復旧経費として589万1千円の補正、農地農業用施設災害復旧事業費（単独分）は、農道及び水路、合わせて55カ所の災害復旧経費として3,228万4千円の補正、農地等災害復旧事業費補助金は、農地や農業用施設に被害を受けた農家等の災害復旧経費の負担を軽減するための補助金として8,405万3千円の補正、林業施設災害復旧事業費（単独分）は、林道47カ所の災害復旧に係る経費として4,499万9千円の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

【舛谷総務部長 降壇】

○議長（茂木 隆） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第77号は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（茂木 隆） 次に、日程第9、請願第5号から日程第11、請願第7号までの3件を一括して議題といたします。

本3件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（茂木 隆） 次に、日程第12、陳情第7号及び日程第13、陳情第8号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（茂木 隆） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月13日から6月19日まで7日間、休会したいと思います。これにご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。よって、6月13日から6月19日まで7日間、休会することに決しました。

○議長（茂木 隆） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる6月20日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午前11時39分 散 会